

○改正建設業法施行令の概要

<金額要件の見直し（令和7年2月1日施行）>

一般建設業と特定建設業の区分

特定建設業許可が必要な下請代金額（発注者から直接請け負う工事1件につき、下請代金の総額）の下限の引き上げ。

	改正前	改正後
建築一式工事以外	4500万円以上	5000万円以上
建築一式工事	7000万円以上	8000万円以上

監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成

監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成が必要な下請代金額（発注者から直接請け負う工事1件につき、下請代金の総額）の下限の引き上げ。

	改正前	改正後
建築一式工事以外	4500万円以上	5000万円以上
建築一式工事	7000万円以上	8000万円以上

※公共工事については、従前のおり、下請代金額に関わらず、施工体制台帳の作成・備置き及び施工体系図の作成・掲示が必要。

主任技術者等の専任が必要な工事

主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限の引き上げ。

	改正前	改正後
建築一式工事以外	4000万円以上	4500万円以上
建築一式工事	8000万円以上	9000万円以上

特定専門工事

下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事（型枠工事及び鉄筋工事）の下請代金額の上限の引き上げ。

	改正前	改正後
特定専門工事	4000万円未満	4500万円未満